

議案第 26 号

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園・学校嘱託医の項中「幼稚園・学校嘱託医」を「学校医」に改め、同表幼稚園・学校薬剤師の項中「幼稚園・学校薬剤師」を「学校薬剤師」に改め、同表上越市創造行政研究所長の項中「120,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。